

法務省^{民二}第701号
民商

平成21年3月17日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

法務省オンライン申請システムに障害が発生したことにより不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請の受信が完了しなかった場合の特別措置に係る事務処理要領について（依命通知）

標記の場合の特別措置については、本日付け法務省民二・民商第700号民事局長通達「法務省オンライン申請システムに障害が発生したことにより不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請の受信が完了しなかった場合の特別措置について」（以下「特別措置通達」という。）に示され、平成21年3月30日から実施することとされたところですが、特別措置に係る具体的な事務処理要領については、下記のとおりとするので、貴管下職員に周知方取り計らい願います。

なお、本件については、法務省ホームページに掲載し、併せて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に通知することとしているところ、各法務局・地方法務局においても、これらの団体の各都道府県単位会、さらに、登記の嘱託を行う都道府県、市区町村等に対して、広く周知を図るよう配意願います。

記

第1 特別措置の対象となるオンライン申請について

特別措置は、オンラインによる登記の申請が何らかの原因により登記情報システムにおいて受付がされない状態となった不動産登記及び商業・法人登記の申請のうち、法務省オンライン申請システムの障害（以下「システム障害」という。）により、法務省オンライン申請システムで受信が完了しない状態が一

定時間以上となったものについて講ずることとされた（特別措置通達の第1）。

なお、法務省オンライン申請システムで受信されているにもかかわらず、登記情報システム等の障害により受付処理がされないものについては、システム障害解消後に受信日の日付で受付を行うことが可能であるため、特別措置の対象に含まないこととされている。

第2 特別措置の概要について

システム障害が発生した時期により、オンライン申請の受付時間の延長の措置（以下「時間延長措置」という。）及び法務局ホームページの電子メール機能を用いて申請情報又は申請書情報（以下「申請情報」と総称する。）に相当する情報をあらかじめ送信することで送信した日の日付の受付を確保することを可能とする措置（以下「メール仮受措置」という。）を適時講ずることとされた（特別措置通達第2）。

本措置の流れを図示すれば、別紙1「登記のオンライン申請についてシステム障害が発生した場合の特別措置の流れ」のとおりである。

第3 システム障害発生時点における特別措置の実施の判断及びその連絡方法について

1 特別措置実施の判断(特別措置通達第3の1)

システム障害が発生した際、大臣官房秘書課情報管理室から民事局に対してシステム障害発生についての第一報（以下「第一報」という。）が発せられる。民事第二課長が第一報を受けた後、第4の3及び第5の3記載の一定程度の待機時間を経て、民事第二課長が特別措置の内容及びその実施について決定する。

2 各登記所への決定事項の連絡方法(特別措置通達第3の2)

民事第二課担当官は、民事第二課長が上記1により特別措置の内容等（以下「措置事項」という。）を決定したときは、民事第二課長の命を受け、民事局総務課登記情報センター室担当官及び各法務局の首席登記官（不動産登記担当）に対し、電話連絡を行うこととする。各法務局の首席登記官（不動産登記担当）は、電話連絡を受けたときは、遅滞なく、首席登記官（商業・法人登記担当）及び各管轄下の地方法務局の首席登記官（不動産登記担当）あてに当該措置事項を伝達し、各法務局・地方法務局の首席登記官（不動産登記担当）は、遅滞なく、総務課長及び管轄下登記所（商業・法人登記所を含む。）あて伝達するこ

ととする。

また、特別措置は、措置時間の満了をもって終了することとするが、措置時間満了時に各局の首席登記官（不動産登記担当）は各登記所にその旨の連絡を行うこととし、各登記所においては、特別措置の対応体制について首席登記官（不動産登記担当）が解除の連絡をするまで維持することとする。

なお、各連絡者の下に連絡補助者を複数人置き、連絡の迅速化を図ることができることとする。

3 登記情報システム管理官への連絡方法

民事第二課長が上記1により特別措置を決定した場合には、民事局総務課登記情報センター室担当官は、措置事項及びそれに伴うシステム対応等について各法務局の登記情報システム管理官に対し電話連絡を行うこととする。各法務局の登記情報システム管理官は、その内容を遅滞なく各管轄下の地方法務局の登記情報システム管理官あてに措置事項等を連絡することとする。

4 申請をする者及びその代理人への決定事項の周知方法(特別措置通達第3の3)

申請をする者及びその代理人(以下「申請人等」という。)への特別措置の決定の周知については、法務省オンライン申請システムのホームページの「申請システムログイン画面」(以下「ログイン画面」という。https://shinsei1.moj.go.jp/rcvpkg/default_moj.html)及び「新着情報」(http://shinsei.moj.go.jp/new/new_top.html)に掲載してすることとする。また、決定した特別措置の具体的な内容等については、法務局ホームページの「お知らせ」(以下「お知らせページ」という。<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>)に掲載してすることとする。

第4 時間延長措置について

1 時間延長措置の内容

時間延長措置の具体的内容は、オンライン申請に係る受付時間について終業時(午後5時15分)から2時間延長(午後7時15分まで延長)する措置を講ずることとし、システムが復旧した場合に当日付けでの受付を確保するものである。

なお、いったん決定した時間延長措置については、その日の終業時までには障害が復旧した場合であっても維持される。

また、当該時間延長措置に伴い、翌日受付を希望する場合の法務省オンライン申請システムにおけるオンライン申請の受信時間を午後7時25分から午後8時までとする。なお、午後7時15分から午後7時25分までの10分間は、当日受付分の後処理に要する時間であり、当該時間内の申請については当日分又は翌日分の区別ができなくなる可能性があるため、その旨の十分な周知を行うこととする。

おって、当該時間延長措置は、オンライン申請に係る受付時間についてのみ適用し、各登記所窓口における受付時間は延長しないこととする。

2 時間延長措置の対象とするシステム障害

時間延長措置の対象とするシステム障害は、第一報が午後4時までに到達したものである。ただし、午後2時までにシステムが復旧した場合は除くこととする。

3 時間延長措置の決定までの待機

民事第二課長が第一報を受けてから（午後2時前に第一報を受けたシステム障害が午後2時以降も継続している場合は、午後2時から）、30分間待機し、その間にシステムが復旧しなかった場合に時間延長措置を実施することが決定される。

4 時間延長措置の事務処理の流れ

(1) 法務本省における対応

上記3の決定がされたときは、当該システム障害に対する特別措置としての「時間延長措置」の実施について、「お知らせページ」に連絡文を掲載する。

(2) 申請人等に対する注意喚起

オンライン申請の受付時間の延長時間中（午後5時15分から午後7時15分まで）に登記の申請をする場合の手続は、通常の手続と特に相違する点はない。なお、午後7時15分を過ぎた時点で当日受付の取扱いは終了し、午後7時25分以降に受け付けられたときは翌日受付になる点については、申請人等に対して、「お知らせページ」に掲載される連絡文で注意喚起される。

第5 メール仮受措置について

1 メール仮受措置の内容

メール仮受措置の具体的内容は、各法務局・地方法務局にそれぞれ1個（東京局のみ2個）設置される法務局通信ネットワークの専用メールアドレス及びメールフォームを「お知らせページ」に掲載し、当該メールフォームを利用して、申請情報に相当する情報が当該申請物件又は会社若しくは法人の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局に送信され、措置期間内に到達し、仮受付がされた場合であって、翌々日（翌々日が日曜、土曜、祝日等の行政機関の休日に当たるときはその翌日）までに当該送信に係る申請の申請情報を記載した書面又は申請書を提出する方法により提供されたときに、当該送信がされた日の日付の受付を確保するものである。

2 メール仮受措置の対象とするシステム障害

メール仮受措置の対象とするシステム障害は、第一報が午後5時までに到達したものとす。ただし、午後4時までにシステムが復旧した場合は除くこととする。

3 メール仮受措置の決定までの待機

民事第二課長が第一報を受けてから（午後4時前に第一報を受けたシステム障害が午後4時以降も継続している場合は、午後4時から）、15分間待機し、その間にシステムが復旧しなかった場合にメール仮受措置を実施することが決定される。

4 メール仮受措置を行う時間

原則として、メール仮受措置が開始された時からその日の終業時（午後5時15分）までとするが、第3の4による「お知らせページ」への掲載時刻から30分間は、メール仮受措置を行う時間を確保することとする。なお、具体的なメール仮受措置終了予定時刻は、上記第3の2及び3に記載の方法により連絡をすることとし、上記第3の4に記載の方法により周知をすることとする。

5 メール仮受措置の事務処理の流れ

メール仮受措置の事務処理の具体的な流れについては、別紙2「メール仮受措置の事務処理の流れ」に図示したとおりであり、詳細については、次のとおりである。

(1) システム障害発生時の事務処理

ア 法務本省における対応

上記3の決定がされたときは、当該システム障害に対する特別措置としての「メール仮受措置」の実施について、「お知らせページ」に連絡文を掲

載する。

イ 申請人等の申請情報の送信方法

申請人等は、上記アの「メール仮受措置」の実施の連絡文を「お知らせページ」で確認した後、上記4のメール仮受措置を行う時間内にメールにより次のとおり申請情報に相当する情報を送信することができる。

- ① 「申請書作成支援ソフト」によりXML文書で保存された申請情報について、PDFファイルに変換（変換後のファイルを「仮申請情報」という。）し、メールに添付すること。仮申請情報には、「法務太郎.pdf」の例により申請人等の氏名をファイル名として付すこととする。

なお、送信する者において、送信すべき申請事件が複数あるときは、1件のメールにすべての仮申請情報を添付することができる。この場合においては、仮申請情報に「法務太郎1.pdf」、「法務太郎2.pdf」の例により申請人等の氏名及び仮申請情報に係る申請の順番をファイル名として付すこととする。

- ② メールのはじめは、登記所名、不動産登記又は商業・法人登記の別、合計件数、申請人等の氏名及び連絡先の電話番号を「府中不2法務太郎012-3456-8910」、「大阪本 商1法務花子012-3456-7890」の例により付されることとなる。

ウ 法務局・地方法務局の本局における対応

上記イのとおり、申請人等からメールが送信されることが想定されるので、順次、当該メールを管轄登記所に転送する。また、申請人等に対し、当該メールを受信した旨返信する（その際の連絡文は、「受領しました。」程度の短文とする。）。

その後、すべての仮申請情報の転送が完了した時点で管轄登記所あて電話連絡で送信件数の照合を行うこととする。

なお、当該作業は、可能な限り迅速に行うこととする。

エ 各登記所における当日の対応

各法務局・地方法務局の本局から、法務局通信ネットワークのメールで、順次、仮申請情報が転送されるので、当該申請があったものとみなして仮申請情報を登記情報システムに入力（仮受処理）する。当該処理は、翌日（当該翌日が日曜、土曜、祝日等行政機関の休日に当たるときはその翌日。以下同じ。）の業務開始時刻までに行うこととする。

(2) その後の事務処理

ア 受付の確定

メール仮受措置に係る申請の申請情報については、翌々日までに、申請情報を記載した書面の1枚目の右上部余白に「メール仮受措置」と朱書して書面申請により管轄登記所に提出（窓口へ持参又は送付）されるので、上記5（1）のウに基づき送信された仮申請情報と照合を行った上で、受付を確定し、事務処理を行うこととする。

イ 申請がされなかった場合の処理

翌々日の終業時刻までに書面申請による申請がされなかったものについては、原則として、メール仮受措置による取扱いはしないものとする。ただし、郵送による申請がされた場合であって、翌日までの日付の消印がされており、かつ速達扱いで送付されたものについては、郵便事情による遅れを考慮することとする。

なお、適正に書面申請による申請がされなかった場合は、確保された受付番号は、欠番の処理を行うこととし、また、当該申請に係る仮申請情報は、一週間程度保管し、その後、適宜廃棄して差し支えない。

6 時間延長措置との併用措置

既に時間延長措置の実施が決定されたが、なおシステムが復旧せず、更にメール仮受措置が実施された場合においても、各特別措置は継続して実施することとする。

第6 申請人等における対応の具体的な流れの周知について

申請人等における対応についての具体的な流れについては、申請人等向けの案内文書である別紙3「登記のオンライン申請についてシステム障害が発生した場合の特別措置の手続の流れ」に示したとおりである（法務省オンライン申請システムのホームページに掲載し、申請人等に周知することとする。）。

第7 第一報を受けた時期と特別措置の実施の関係について

システム障害が比較的早期（午後2時前）に解消した場合には、システム障害解消後においてオンライン申請を改めて行うことが可能であることから、特別措置を実施しないこととする。

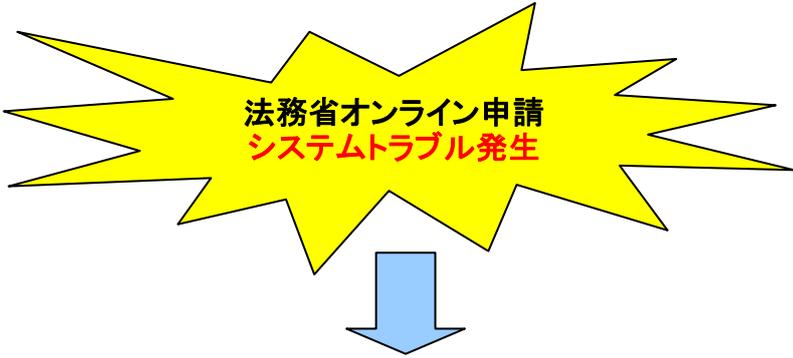
また、午後5時以降に第一報を受けた場合については、特別措置実施のため

の体制整備が困難であることから、特別措置を実施しないこととする。

第8 メール仮受措置に係る租税特別措置法第84条の5の適用について

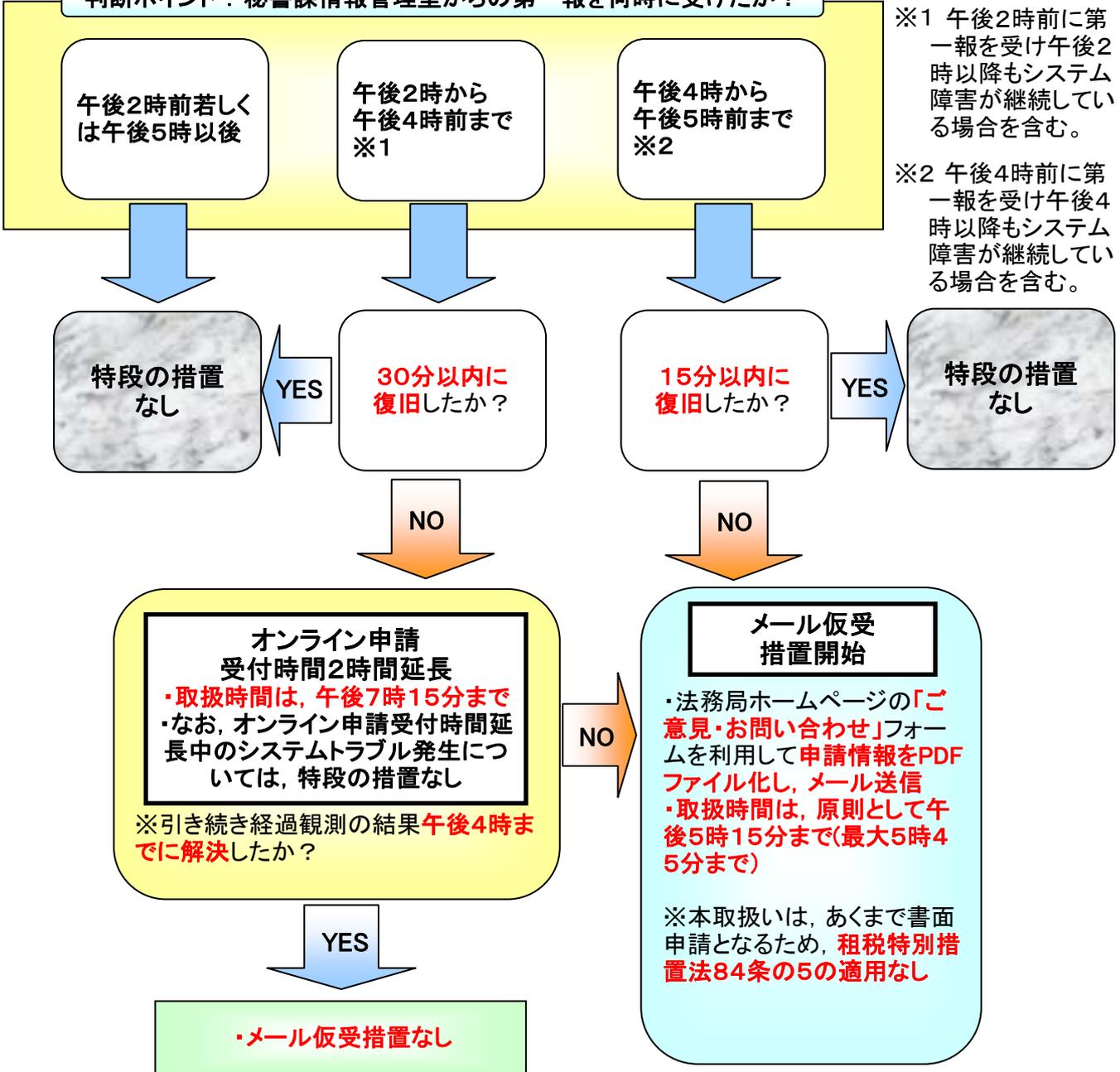
メール仮受措置は、オンライン申請をしようとした登記に関し、システム障害の発生に伴って当日付けの受付がされないこととなる事象について、当日付けの受付を確保するために実施するものであり、メール仮受当該措置に基づいて、事後提出される申請については、「申請情報を記載した書面を提出する方法」によるものと取り扱われることとなる。したがって、オンライン申請の場合に適用される租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第84条の5の特別措置は、適用がない。

登記のオンライン申請についてシステム障害が発生した場合の特別措置の流れ



障害発生時の特別措置についての**実施決定は民事第二課**で行い、**管区局首席登記官(不動産登記担当)**あて電話連絡し、**管区局から地方局**に伝達する取扱いとする。
併せて、**法務局ホームページの「お知らせ」**等に掲載し、申請人等に周知を図る。

判断ポイント：秘書課情報管理室からの第一報を何時に受けたか？



システム障害発生時におけるメール仮受措置の事務処理のフロー

法務省オンライン申請
システムトラブル発生

民事局

特別措置の実施について決定

特別措置の連絡

- 民事第二課から管区局へ電話連絡
→ 管区局から地方局へ伝達
- オンライン申請ホームページに特別措置実施のお知らせ
→ 措置内容の詳細は「法務局ホームページ」に掲載

メール仮受措置の開始

法務局本局

メールリストの確認

法務局通信ネットワークのメールで送信された「仮申請情報」を各登記所へ転送するとともに、申請人等に「受領済み」の旨を返信する。
「仮申請情報」の転送完了後、各登記所へ転送完了の旨、連絡する。

各登記所

受付番号の確保

本局から「仮申請情報」の転送を受け、当日付けの最終受付番号の枝番をもって受付処理を行い、受付番号を確保する。

申請情報の受付

申請がされ次第、本局から送付された仮受付情報と照合の上、処理を進める。

申請人等

メールの送信

ホームページで特別措置を確認申請情報をPDFファイル化し、法務局ホームページの「お知らせ」のメールフォームを用いて、送信する。

メールタイトル(例)
「府中 不2法務太郎012-3456-8910」

※登記所名、不動産又は商業・法人の別、総件数、申請人等の氏名及び電話番号を明記することとする。

申請情報の送付

メールによる仮受付措置が供された旨を明記して、翌々日中に管轄登記所に必着(郵送の場合、翌日付け消印及び速達の場合は郵便事情による遅れを考慮される。)

登記のオンライン申請についてシステム障害が発生した場合の特別措置の流れ



障害発生時の特別措置については、「**法務局ホームページ**」(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>)の「**お知らせ**」のページに詳細情報を掲載いたします。なお、法務省オンライン申請ホームページの「申請システムログイン画面」(https://shinsei1.moj.go.jp/rcvpkg/default_moj.html)及び「**新着情報**」(http://shinsei.moj.go.jp/new/new_top.html)にもシステム障害時の御案内が掲載されます。

判断ポイント：いま何時ですか？

午後2時から午後4時前まで

午後4時から午後5時まで

民事局においてシステム障害認知後30分以上経過した時点(午後2時半から午後4時半まで)で復旧していない場合

民事局においてシステム障害認知後15分以上経過した時点で復旧していない場合

オンライン申請受付時間 2時間延長措置の決定
 ※引き続き経過観測の結果午後4時15分までに解決しない場合は、「メール仮受措置」を併せて実施する。

メール仮受措置の開始

- ・法務局ホームページの「お知らせ」から「メールによる仮受措置について」のページに進んだところに各法務局・地方法務局あての専用メールフォームが用意されますので、申請情報をPDFファイル化したものを添付して、各局あてメール送信してください。
- ・取扱時間は、原則として午後5時15分まで(最大5時45分まで)
- ※メール仮受措置の終了予定時刻については、法務局ホームページの「お知らせ」に掲載されますので、御確認ください。
- ※本措置により取り扱われる事後の申請は、**書面申請のみ**となるため、**租税特別措置法84条の5の適用はありません**ので、ご了承ください。

注意事項

- ・**午後7時15分まで**にオンライン申請手続きを完了した場合に、**当日付けの受付**となります。
- ・**翌日付けの受付**を希望される場合は、**午後7時25分から午後8時まで**の間にオンライン申請手続きを完了させてください。
- ・なお、オンライン申請受付時間延長中にシステム障害が再発した場合については、その後の特段の措置はされませんので、ご了承ください。

※詳細については、「メール仮受措置の流れ」を参照してください。

メール仮受措置の流れ

- 1 午後4時から午後5時までの間に民事局においてシステム障害を認知した場合
 - 2 午後4時以前にシステム障害を認知後、午後4時以降においてシステム障害が継続している場合
- その時点から15分経過後に法務局ホームページの「お知らせ」欄に「メール仮受措置」の実施について掲載され、専用の電子メールアドレスに申請情報に相当する情報を当該申請物件又は法人若しくは会社の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局にあらかじめ送信することで、送信した日の日付での受付を確保する措置をいたします。

1. システム障害発生 → 「メール仮受措置」の実施についての確認

※法務局ホームページの「お知らせ」に「特別措置」についての実施内容を掲載します。
なお、「申請システムログイン画面」及び「新着情報」でも「メール仮受措置」の実施について確認できます。

「法務局ホームページ」(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>)



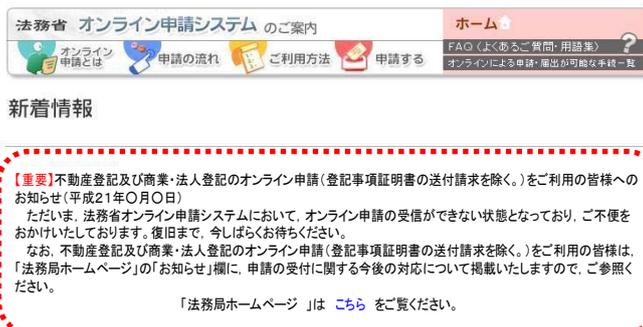
「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄に特別措置に関する情報が掲載されます。「時間延長措置」及び「メール仮受措置」の具体的内容をこちらでご確認ください。
なお、「メール仮受措置」を実施する場合、こちらをクリックすると、専用の各局あてメールアドレスが現れます。

「申請システムログイン画面」(https://shinsei1.moj.go.jp/rcvpkg/default_moj.html)



「申請システムログイン画面」及び「新着情報」に、「メール仮受措置」の実施についてのお知らせが掲載されます。
詳しくは「法務局ホームページ」をご覧ください。

「新着情報」(http://shinsei.moj.go.jp/new/new_top.html)



2. 「ログイン画面」への連絡事項の掲載例

法務省オンライン申請システムにログインができなくなり、又はオンライン申請の受信が完了しない事象が生じ、特別措置の実施が決定された場合におけるお知らせ例

【重要】

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。

当システムの状況に関する詳細は、随時、「新着情報」においてお知らせいたしますので、お手数ですが、ログインをされる前にご確認願います。

当システムの「新着情報」は [こちら](#) をご覧ください。

なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄に、申請の受付に関する今後の対応について掲載いたしますので、ご参照ください。

「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

法務省オンライン申請システムのログインができなくなり、又はオンライン申請の受信が完了しない事象が解消した場合におけるお知らせ例

【重要】

法務省オンライン申請システムにおいてオンライン申請の受信ができない状態は解消いたしました。ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄にて、申請の受付に関する現在の対応についてご確認願います。

「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

3. 「新着情報」への連絡事項の掲載例

法務省オンライン申請システムにログインができなくなり、又はオンライン申請の受信が完了しない事象が生じ、特別措置の実施が決定された場合におけるお知らせ例

【重要】不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様へのお知らせ（平成21年〇月〇日）

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。ご不便をおかけいたしております。復旧まで、今しばらくお待ちください。

なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄に、申請の受付に関する今後の対応について掲載いたしますので、ご参照ください。

「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

法務省オンライン申請システムのログインができなくなり、又はオンライン申請の受信が完了しない事象が解消した場合におけるお知らせ例

【重要】不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）の受付に関する対応について（平成21年〇月〇日）

法務省オンライン申請システムにおいてオンライン申請の受信ができない状態は解消いたしました。ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

なお、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請（登記事項証明書の送付請求を除く。）をご利用の皆様は、「法務局ホームページ」の「お知らせ」欄にて、申請の受付に関する現在の対応についてご確認願います。

「法務局ホームページ」は [こちら](#) をご覧ください。

4. 法務局ホームページの「お知らせ」への連絡事項の掲載例

オンライン申請の受付時間延長措置におけるお知らせ例

【お知らせ】

不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請(登記事項証明書の送付請求を除く)をご利用の皆様へ

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。

システムの復旧まで、今しばらくお待ちください。

なお、システムの復旧後、不動産登記及び商業・法人登記の申請(登記事項証明書の送付請求を除く)につきましては、当日分のオンライン申請の受付時間を本日午後7時15分まで延長(2時間延長)いたします。

これに伴い、翌日分のオンライン申請の受付は、午後7時25分から午後8時までとなりますので、翌日付けでの受付を希望される方はご留意願います。

メールによる仮受措置におけるお知らせ例 その1

【お知らせ】

不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請(登記事項証明書の送付請求を除く)をご利用の皆様へ

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。

これより、不動産登記及び商業・法人登記の申請(登記事項証明書の送付請求を除く)につきまして、当該ページのメールフォームを利用して申請情報に相当する情報を送信することによる「メール仮受措置」を開始いたします。

当該特別措置は午後5時〇〇分までに各法務局・地方法務局の本局で確認された申請情報を対象といたしますので、ご留意願います。

メールによる仮受措置におけるお知らせ例 その2

【お知らせ】

不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請(登記事項証明書の送付請求を除く)をご利用の皆様へ

法務省オンライン申請システムにおいてオンライン申請の受信ができない状態は解消いたしました。

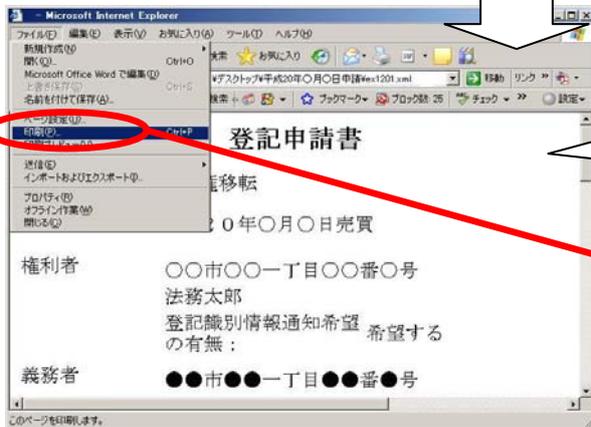
なお、不動産登記及び商業・法人登記の申請(登記事項証明書の送付請求を除く)につきましては、引き続き、当該ページのメールフォームを利用して申請情報に相当する情報を送信することによる「メール仮受措置」を実施しております。

当該特別措置は午後5時〇〇分までに各法務局・地方法務局の本局で確認された申請情報を対象といたしますので、ご留意願います。

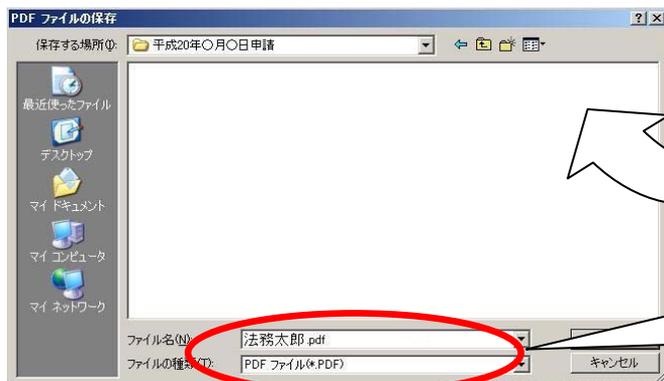
5. 申請情報に相当する情報の作成

※「申請書作成支援ソフト」によりXML文書で保存されている「申請情報」について、下記の要領で「PDFファイル」に変換して下さい。

「申請書作成支援ソフト」で作成した申請情報のXMLファイルは、指定したフォルダに保存されています。ファイル名は、「ex1201.xml」です。



当該ファイルをPDFファイルに変換してください。
※以下は「Adobe Acrobat」の例
「ファイル」→「印刷」と進み、「Adobe PDF」を選択し、「印刷」を押してください。



ファイル名は、「申請人等の氏名及び仮申請情報に係る申請の順番」を記録してください。

(例) **法務太郎1.pdf**

すべての申請に係るファイルについて、同様の作業を行い、申請情報に相当する情報(pdfファイル)を作成する。



6. 申請情報に相当する情報のメール送信

※2で作成した申請情報に相当する情報をメールフォームに添付して当該申請物件又は法人若しくは会社の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局へ送信する。

法務局ホームページの「お知らせ」

(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tokubetusochikariuke.html>)



TOPPAGE > 法務省 オンライン申請システムの障害発生に伴うメールによる仮受について

メールによる仮受措置について

【お知らせ】

不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請(登記事項証明書の送付請求を除く)をご利用の皆様へ

ただいま、法務省オンライン申請システムにおいて、オンライン申請の受信ができない状態となっております。これより、不動産登記及び商業・法人登記の申請(登記事項証明書の送付請求を除く)につきまして、当該ページのメールフォームを利用して申請情報に相当する情報を送信することによる「メール仮受措置」を開始いたします。当該特別措置は午後5時〇〇分までに各法務局・地方法務局の本局で確認された申請情報を対象といたしますので、ご留意願います。

◆北海道地方

- 札幌法務局(北海道)
- 函館地方法務局(北海道)
- 旭川地方法務局(北海道)
- 釧路地方法務局(北海道)

◆中部地方

- 名古屋法務局(愛知県)
- 津地方法務局(三重県)
- 岐阜地方法務局(岐阜県)
- 福井地方法務局(福井県)
- 金沢地方法務局(石川県)
- 富山地方法務局(富山県)

◆四国地方

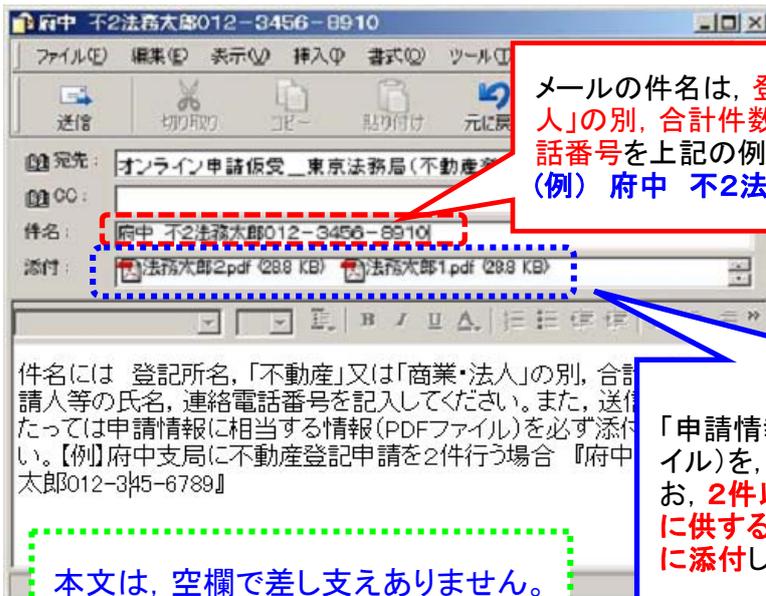
- 高松法務局(香川県)
- 徳島地方法務局(徳島県)
- 高知地方法務局(高知県)
- 松山地方法務局(愛媛県)

◆関東甲信越静岡地方

- 東京法務局(東京都) **不動産登記**
- 東京法務局(東京都) **商業・法人登記**
- 横浜地方法務局(神奈川県)
- さいたま地方法務局(埼玉県)

◆中国地方

- 広島法務局(広島県)
- 山口地方法務局(山口県)
- 岡山地方法務局(岡山県)
- 鳥取地方法務局(鳥取県)



メールの件名は、登記所名、「不動産」又は「商業・法人」の別、合計件数、申請人等の氏名及び連絡先電話番号を上記の例により記録すること
(例) 府中 不2法務太郎012-3456-8910

件名には、登記所名、「不動産」又は「商業・法人」の別、合計件数、申請人等の氏名、連絡電話番号を記入してください。また、送信した場合は申請情報に相当する情報(PDFファイル)を必ず添付してください。【例】府中支局に不動産登記申請を2件行う場合『府中太郎012-345-6789』

本文は、空欄で差し支えありません。

「申請情報に相当する情報」(PDFファイル)を、添付して送信してください。なお、**2件以上の申請をメール仮受措置に供する場合は、すべて1件のメールに添付してください。**

7. メール仮受措置に係る申請の申請情報の登記所への提出

※**翌々日中必着**でメール仮受措置に係る申請の申請情報を管轄登記所に提出してください。

ただし、**郵送の場合、翌日付けの消印がされており、更に速達郵便扱い**となっているものについては、**郵便事情による遅れを考慮いたします。**

その際、**必ず書面を提出する方法で申請**して下さい。仮にオンライン申請を行った場合や期限内に**申請情報が提出されなかった場合は、メール仮受措置による取扱いはしないこととなります**ので御留意願います。

※書面の提出方法は、**管轄登記所に持参する方法又は送付する方法**によってください。

※当該特別措置は、「申請情報を書面を提出する方法」によるものと取り扱われることとなりますので、オンライン申請の場合に適用となります。**租税特別措置法84条の5の規定は適用されません**ので、ご了承ください。

申請情報の記載例

「**メール仮受措置**」と朱書きして下さい。

メール仮受措置

登記の目的 所有権移転

原因 平成〇〇年〇月〇日売買

所有者 〇〇市〇〇町一丁目〇〇番〇〇号
(住民票コード12345678910)

法務太郎
連絡先の電話番号 123-456-7890